

## シルバーパス券購入入費の一部を助成します

今年度から、シルバーパス券購入入費の助成対象年齢を拡大しました

市内の70歳以上（昭和20年4月1日以前生まれ）の人に市営バス・昭和バスの、シルバーパス券購入入費の一部を助成します。

対象者には、3月下旬に案内ハガキを郵送しています。申請の際には案内ハガキを必ずご持参ください。

■シルバーパス券の有効期限  
76歳以上

発行から1年間  
70歳～75歳（新規対象者）  
4月1日以降利用開始日から1年間

■市営バス「ワンコイン・シルバーパス券」

この券を提示すると、市営バスを1乗車100円で利用できます。

負担金：1,000円

### 【販売場所】

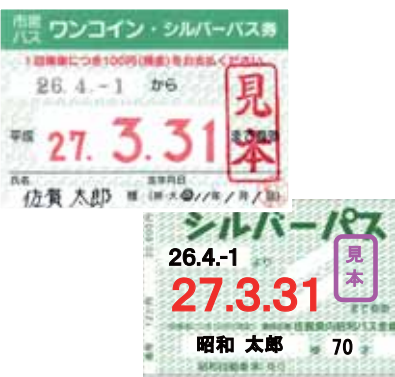
- ・佐賀市役所 高齢福祉課（本庁1階34番窓口）
- ・各支所保健福祉課
- ・佐賀市交通局
- ・佐賀駅バスセンター

■昭和バス「シルバーパス券」  
この券を提示すると、昭和バス1乗車100円で利用できます。

負担金：2,000円

### 【販売場所】

- ・昭和自動車 佐賀営業所（大和中学校西側）
- ・佐賀駅バスセンター



### 問い合わせ

本庁 高齢福祉課  
長寿推進係  
☎ 40・7253  
FAX 40・7393  
市営バス  
佐賀市 交通局  
☎ 23・3155  
昭和バス  
昭和自動車株式会社  
☎ 0955・74・1114

## 65歳以上の人の実態調査にご協力ください

今後の高齢者福祉施策の充実を図るため、必要なデータを収集する調査を実施します。

### ■調査対象

市内に居住する65歳以上（平成26年4月1日現在）

### ■調査内容

対象者の世帯状況や日常生活の状況、身体状況等

### ■調査期間

4月上旬～5月末

### ■調査方法

地区の民生委員を調査員として、聞き取り調査を実施します。



### 問い合わせ

本庁 高齢福祉課  
☎ 40・7253  
FAX 40・7393  
または各支所保健福祉課

## 年に1回からだの声を聴こう

## 佐賀市国保の特定健診

### ○なぜ、特定健診を

受けていただきたいか  
脳卒中や心筋梗塞で入院すると、1回で数百万円の医療費がかかります。その入院患者の多くが健診未受診者でした。

国保の医療費が膨らむと一人ひとりの保険税に影響が出ます。



### 《佐賀市特定健診》

■対象年齢 40～74歳

■自己負担額 1,000円

※今年度40歳になる人は無料（昭和49年4月～昭和50年3月生）。

### ■特定健診の検査項目

身体計測、血圧、血液検査、尿検査、内科診察

### 「健診の種類」

- ① 個別健診
- ② 毎日健診
- ③ 支所健診
- ④ ミニドックさがでる健診
- ⑤ ヘルスサポート
- ⑥ 人間ドック
- ⑦ 脳ドック

実施医療機関名	住所	眼科検査
上村病院	兵庫町	○
小柳記念病院	諸富町	○
佐賀記念病院	高木瀬町	○
佐賀県医師会成人病予防センター	新中町	○
佐賀市立富士大和温泉病院	富士町	○
佐賀中部病院（旧佐賀社会保険病院）	兵庫南	○
佐賀リハビリテーション病院	南佐賀	●
福岡病院	開成	○
ふじおか病院	大和町	●
諸隈病院	水ヶ江	●

### 人間ドック

### 【人間ドック】

■検査項目 血液検査47項目、身体計測、血圧、尿検査、心電図、胃がん検診、肺がん検診、腹部エコー、眼科検査

### ■対象

- ・国民健康保険
- ・保険税の滞納がない世帯の30～74歳まで（定員800人）
- ・後期高齢者
- ・保険料の滞納がない人（定員120人）

■自己負担額 14,000円～21,000円

実施医療機関名	住所	眼科検査
小野病院	巨勢町	●
小柳記念病院	諸富町	○
佐賀市立富士大和温泉病院	富士町	○
正島脳神経外科病院	鍋島	○
福岡病院	開成	○
福田脳神経外科病院	本庄町	○

### 脳ドック

眼科検査について  
○院内で実施、●院外の指定医療機関で実施

### 《後期高齢者健診》

■自己負担額 無料

平成27年2月28日まで受診可能。3月下旬に対象者全員に健康診査受診券（オレンジ色）を郵送します。

### 「健診の種類」

- ① 個別健診
  - ② 毎日健診
  - ③ 支所健診
  - ④ 人間ドック（自己負担額14,000円～）
- 詳しくは「佐賀市健康カレンダー」でご確認ください。

## 老人福祉センター・老人憩いの家のご案内

高齢者の生活や健康等の各種相談に応じ、健康の増進や教養の向上、レクリエーションが行える施設です。

### ■詳しい内容は各施設にお問い合わせください。

※入浴サービスの利用日時は施設により異なります。

施設名	住所	電話番号	主な事業内容
巨勢老人福祉センター	巨勢町大字高尾83番地7	24・5433	入浴サービス、健康相談、各種クラブ活動支援、高齢者大学
平松老人福祉センター	末広二丁目12番5号	22・0441	
金立いこいの家	金立町大字千布2314番地1	98・0540	
開成老人福祉センター	鍋島町大字森田27番地5	32・1730	入浴サービス、健康相談、各種クラブ活動支援
大和老人福祉センター	大和町大字久池井2970番地	62・0461	
久保田老人福祉センター	久保田町大字新田3323番地	68・4512	各種クラブ活動支援

■対象 60歳以上  
■利用時間 9時～16時  
■利用料 無料  
■定休日 日曜・祝日（祝日が日曜の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）

### 【健診Q&A】

Q：定期的に病院で検査をしています。それでも特定健診を受けないといけませんか？  
A：通院中の場合は、その検査を活かすことで特定健診受診者となり保険証に「済みシール」が貼られます。定期通院の検査を活かす「ヘルスサポート」は、かかりつけ医にご相談ください。

Q：職場で健診を受けているので、特定健診は受けなくていいですよね？  
A：職場等で健診を受けている人は、検査結果をご提供ください。特定健診の項目を満たす場合は「済みシール」をお送りします。

「済みシール」は特定健診を受けた証です。特定健診を受けた人には、保険証の特定健診受診券整理番号に「済みシール」が貼られます。



### 問い合わせ

本庁 保険年金課 保険企画係  
☎ 40・7270  
FAX 40・7390  
後期高齢者医療係  
☎ 40・7274

# 平成26年度 介護保険料の納付

■特別徴収（年金天引き）  
4・6・8月の納付額は、平成25年度2月と同額の天引きとなりまます。  
※8月から保険料が変更になる場合もあります。

■普通徴収（納付書・口座振替）  
4月から7月までは平成26年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成25年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになりますので、送付する納付書または口座振替で納付してください。

平成26年度仮算定額の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。



問い合わせ  
佐賀市 高齢福祉課  
佐賀中部広域連合 業務課  
☎40・7284  
☎40・1135

■4月2日以降に65歳になる人  
介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。徴収方法は、普通徴収です。で、送付する納付書または口座振替で毎月納付してください。

年金からの天引き開始は、65歳到達から約6カ月後からとなります。

■口座振替が便利です  
手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

■介護保険料の減免  
火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収の猶予・減免等の制度があります。

また、保険料段階が特例第3段階および第3段階の人を対象とした減免制度もあります。この申請は、7月下旬から受け付けます。市町の介護保険窓口か佐賀中部広域連合で申請してください。

■平成26年度 65歳以上の人の段階別介護保険料額  
※月額、年額を12分の1した金額で、本人へ送付する通知書に記載されている金額とは異なります。

保険料段階	対象者	算式	保険料年額
第4段階	本人の住民税が非課税の人で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超える人（世帯に課税者がいる場合）	基準額	年額63,240円 (月額5,270円)
第5段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.16	年額73,356円 (月額6,113円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	年額79,056円 (月額6,588円)
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	年額94,860円 (月額7,905円)
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	年額110,676円 (月額9,223円)
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額×2.0	年額126,480円 (月額10,540円)

保険料段階	対象者	算式	保険料年額
第1段階	生活保護を受給している人。または、世帯全員の住民税が非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.5	年額31,620円 (月額2,635円)
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	年額31,620円 (月額2,635円)
特例第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.66	年額41,736円 (月額3,478円)
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	年額47,436円 (月額3,953円)
特例第4段階	本人の住民税が非課税の人で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の人（世帯に課税者がいる場合）	基準額×0.91	年額57,552円 (月額4,796円)

■対象  
佐賀市在住の65歳以上

■申請に必要なもの  
①身分が確認できるもの（運転免許証・保険証等）  
②申請者の印鑑

■助成内容  
800円の補助券を12枚、1年度に1回限り発行（再発行不可）。1日1回の利用で、期限は発行年度内。

■発行場所  
本庁 高齢福祉課  
（1階 34番窓口）

■施術券利用時の注意点  
※市外へ転出すると、転出日以降は利用できません。  
※同一の施術内容の場合、佐賀市の国民健康保険や、後期高齢者医療制度の施設利用証との併用はできません。

問い合わせ  
本庁 高齢福祉課  
長寿推進係  
☎40・7253  
FAX 40・7393  
または各支所保健福祉課

# 平成26・27年度 後期高齢者医療保険料を改定しました

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率が見直されます。今回、医療費の増加などにより、保険料率と賦課限度額を改定しました。

年度	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額	49,500円	51,800円
所得割額	9.6%	9.88%
賦課限度額	55万円	57万円

○所得の低い人等への軽減措置  
世帯の所得状況により、保険料を軽減します。ただし、世帯内に未申告の人がいる場合、保険料の軽減が受けられない場合があります。

軽減割合	条件
2割	「基礎控除（33万円）+45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯
5割	「基礎控除+24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯
8.5割	「基礎控除」を超えない世帯
9割	8.5割軽減世帯のうち「被保険者全員が年金収入80万円（その他の所得がない）」を超えない世帯

【保険料の求め方】  
保険料は、被保険者全員が定額で負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となり、被保険者全員が負担します。

年間保険料額 (限度額57万円)
均等割額 51,800円
+
所得割額 被保険者に係る基礎 控除後の総所得金額 ×9.88%

【所得割額の軽減】  
所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

【被用者保険（協会けんぽ等。国民健康保険は含まない）の被扶養者だった人の軽減】  
均等割額が9割軽減され、所得割額がかかりません。

# 平成26年度 後期高齢者医療保険料の納付が4月から始まります

普通徴収（納付書・口座振替）  
4月から7月は、前年度の保険料を基に算定した暫定保険料を納めてもらいます。8月からは、平成25年中の所得を基に算定した年間保険料額から暫定保険料額を差し引いた額を納めることとなります。

重要文書  
※納付書付きの場合は指定金融機関の窓口で納付をお願いします。

特別徴収（年金差し引き）  
4月・6月・8月は、2月の特別徴収額と同額（仮徴収）です。10月から平成25年中の所得を基に算定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3回で納めることとなります。確定した年間保険料額の通知は7月下旬に送付します。

問い合わせ  
本庁 保険年金課  
後期高齢者医療係  
☎40・7274 FAX 40・7390  
または各支所保健福祉課

# 佐賀市国民健康保険・後期高齢者医療「はり・きゆう・あん摩等施設利用証」を交付します

■対象  
佐賀市国民健康保険被保険者または佐賀市の佐賀県後期高齢者医療被保険者で国保税（後期高齢者医療保険料）の未納がない世帯の人

■申請に必要なもの  
①国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証  
②申請者の印かん

■助成内容  
1年度48回まで（後期高齢者医療は36回）利用でき、1日1施術1,000円助成。

※4月1日から、前年度または本年度の佐賀市特定健診の対象者で健診を受診した人または受診を除外された人は、あん摩、指圧、マッサージも助成の対象となります（後期高齢者医療の人は受診の有無にかかわらず、助成の対象となります）。

申し込み・問い合わせ  
国民健康保険  
本庁 保険年金課 給付係  
☎40・7271

後期高齢者医療  
保険年金課 後期高齢者医療係  
☎40・7274  
FAX 40・7390（共通）  
または各支所保健福祉課